



県民参加による「水と緑の森づくり」



水と緑に恵まれた県土の形成と 心豊かな県民生活の実現を目指して

「富山県森づくり条例」の制定と「水と緑の森づくり税」導入の背景

ツキノワグマの人里への異常出没や、カシノナガキクイムシ被害の拡大、台風や大雪による大規模な人工林の被害を契機として、県では、県民全体でとやまの森を守り育てるため、「富山県森づくり条例」(平成18年6月)を制定し、この条例に基づき「水と緑の森づくり税」(平成19年4月～)を導入しました。

「水と緑の森づくり事業」の実施

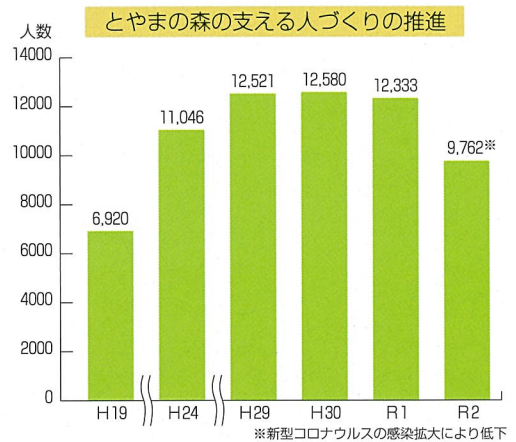
水と緑の森づくり税を活用し、森づくりの基本計画である「富山県森づくりプラン」に沿って里山林や混交林の整備による多様な森づくり、森林ボランティアへの活動支援や森林環境教育などによる、とやまの森を支える人づくりを進めてきました。

この結果、多くの県民の皆さんの参加と協力があり、森林整備や、県民の森づくり活動の参加人数が延べ15万人を超えるなど、着実に成果を上げてきました。

15年間の 主な実績

森と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進

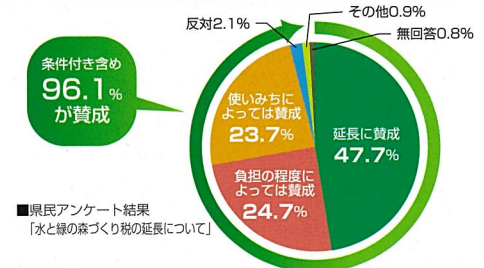
	平成19～令和3年度
里山林の整備	3,808ha(見込み)
混交林の整備	1,590ha(見込み)



水と緑の森づくり税の延長と「富山県森づくりプラン」の改訂

「水と緑の森づくり税」は、平成19年4月の導入から15年目を迎えました。令和2年12月の県民アンケート調査では、条件付きを含め96%以上の方々に水と緑の森づくり税の延長に賛成をいただいたことから、「水と緑の森づくり税」の課税期間を令和8年度まで5年間延長することとなりました。

また、富山の森をめぐる状況が変化していることを踏まえ、「富山県森づくりプラン」(平成29～令和8年度)を令和3年10月に改訂しました。



とやまの森の現状と課題

クマなどの野生動物の出没



里山が利用されなくなり林内が暗くなると、クマなどの大型動物が人里近くに出没する恐れがあります。

手入れ不足のスギ人工林



人工林では、奥山の手入れ不足や竹林の侵入などにより、公益的機能(水源かん養、山地災害防止など)の低下が心配されます。



とやまの森のはたらき



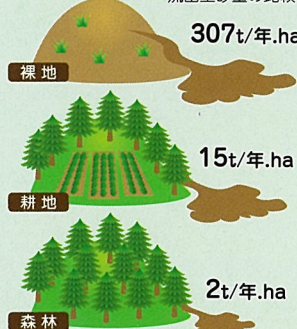
富山県の約2/3を占める緑豊かなとやまの森は、様々な生き物の生息環境として優れているとともに、洪水や山崩れなどの災害から私たちの暮らしを守っています。また、森から供給される豊富な水が飲料水や農業・工業用水として利用され、「富山湾」の豊かな水産資源を育み、県民の生活と産業を支えています。

災害防止

山や街を守る

土砂の流出や山の浸食を軽減し、災害から街や田畑を守ります

土砂流出量を裸地の1/150に抑えます
流出土砂量の比較



CO₂削減

地球温暖化防止に貢献

1人あたりの年間排出量を21本のタデヤマスギが吸収します



自然素材

木材資源

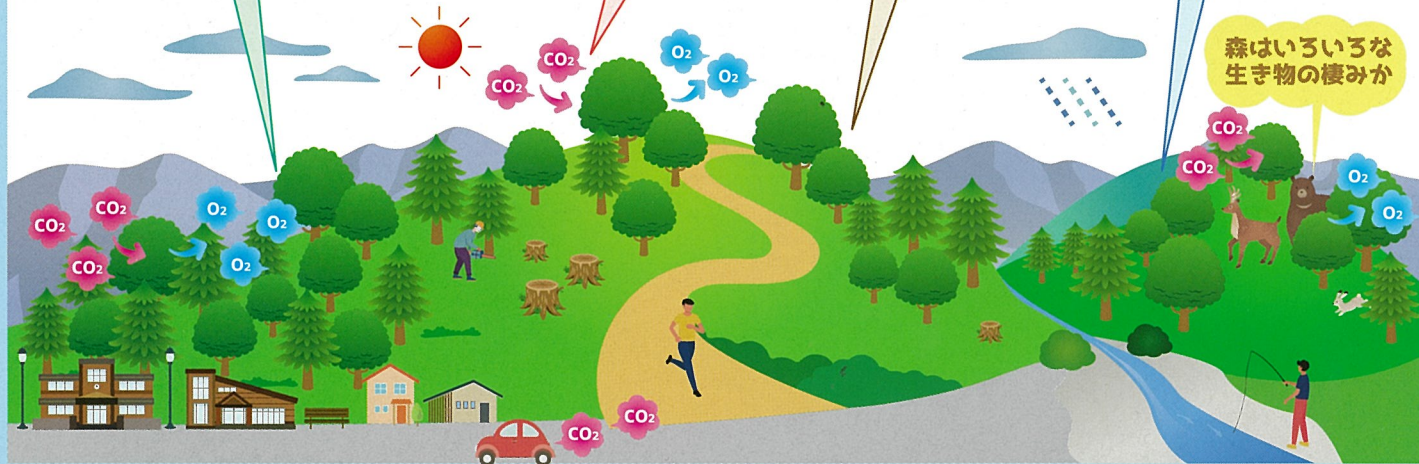
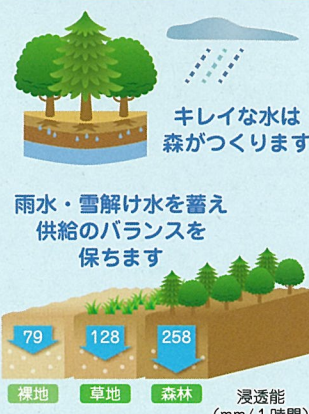
木材は再生産可能で、環境にやさしい資源です



水源涵養

緑のダム

森の土は裸地の3倍の水を蓄えます



森はいろいろな生き物の棲みか

水と緑の森づくり税 Q&A

QUESTION
Q1

なぜ、県民みんなが森づくり税を納めるのですか？

とやまの森は、木材生産だけでなく、水を蓄え、二酸化炭素を吸収し、山崩れや洪水を防止するなど、私たちの生活に欠かせない大切な役割を果たしています。森林は県民にとって貴重な財産であり、森林からもたらされる多くの恵は全ての県民が受けていることから、県民のみなさんに幅広く負担していただくことにしました。

QUESTION
Q2

子どもからお年寄りまでみんなが500円を納めるのですか？

個人県民税を納める方が対象になります。従って、個人県民税が非課税となる方(所得が無い未成年者など)には課税されません。

QUESTION
Q3

この税が森づくりとは関係のないことに使われていないか心配です

水と緑の森づくり税は、使いみちを明らかにするため「水と緑の森づくり基金」に入れて管理し、森づくりのために使います。また、評価委員会を設置し、毎年度、事業の取り組み結果について評価を行い、結果は県民の皆さまに公表します。

QUESTION
Q4

どのようなことに使われるのですか？

水と緑の森づくり税で9の事業を進めています。ページをめくってみましょう。

「水と緑の森づくり税」概要

① 課税方式

個人及び法人等の県民税の均等割の税額に一定額を上乗せして納めていただきます。

② 納税義務者

個人・法人等とも、県民税均等割の納税義務者と同一です。

個人 県内に住所等を有する個人

法人等 県内に事務所、事業所等がある法人等

③ 税 額

次の額を県民税均等割額に加算して、納めていただきます。

個人 年額 500 円

法人等 資本金等の額に応じて、
年額1,000 円～ 100,000 円（右表のとおり）

資本金等の額	平成 29 年度～ 令和 8 年度
100億円超	年額100,000円
50億円超～100億円以下	年額 80,000円
10億円超～ 50億円以下	年額 40,500円
1億円超～ 10億円以下	年額 6,500円
1千万円超～ 1億円以下	年額 2,500円
1千万円以下の法人等	年額 1,000円

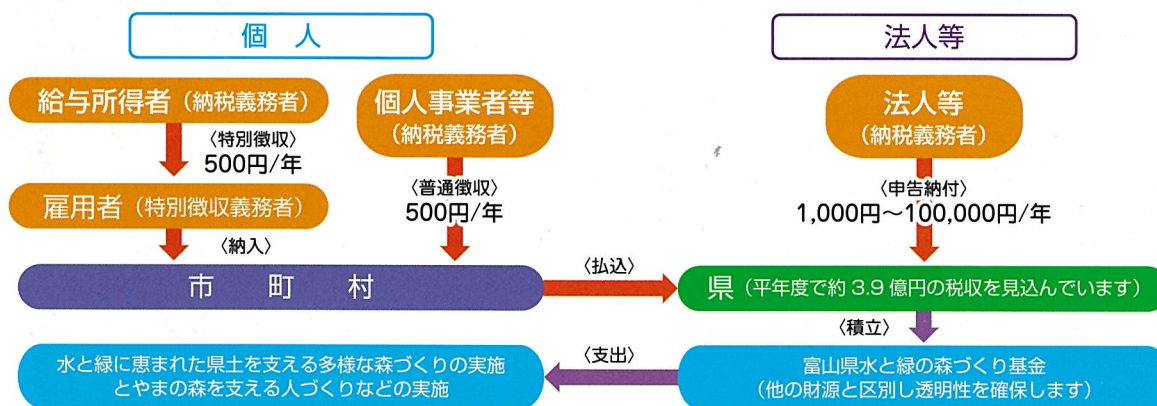
④ 課税期間

5年毎に見直します。

個人 平成19年度分～令和8年度分

法人等 平成19年4月1日～令和9年3月31日までの間に開始する事業年度分

⑤ 納付(納入)の方法



お問い合わせ先

「水と緑の森づくり事業」に関するお問い合わせは

農林水産部 森林政策課 森づくり推進班

〒930-8501 富山市総曲輪1-7 TEL：076-444-3385 FAX：076-444-4428
HP：https://www.pref.toyama.jp/1603/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/16/1603.html

「水と緑の森づくり税」の仕組みに関するお問い合わせは

経営管理部 税務課

〒930-8501 富山市総曲輪1-7 TEL：076-444-3178 FAX：076-444-3487
HP：https://www.pref.toyama.jp/1107/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/11/1107.html

